



第 5 章

誘導施策

第5章 誘導施策

1. 基本的な考え方

基本目標として掲げた「高千穂を照らすまちづくり～居住・都市環境の再構築による、まちの魅力向上～」の実現に向け、誘導区域内への居住や、住民からのニーズが高い都市機能を有する誘導施設の立地を誘導するために、誘導施策に取り組んでいきます。

誘導施策の取り組みにあたっては、「高千穂町総合長期計画」や「都市計画マスタープラン」等の上位関連計画と連携した施策の展開を図ります。

また、概ね5年ごとに実施する計画の評価・見直しにおいては、見直し時点の地域の実情や、社会情勢を踏まえた施策の展開を検討します。

なお、誘導施策の実施・検討にあたっては、本計画のまちづくり方針を踏まえたものとします。

〈まちづくり方針〉

◆居住

**若い世代が住みたくなる
居住環境の形成**

人口密度（人口）を維持していくために、若い世代や子育て世代の定住促進につながる良好な居住環境の確保を目指します

◆観光

◆都市機能

**誰もが利用しやすい
生活利便施設の集約・充実**

町民誰もが暮らしやすいと感じることのできる、まちの機能の維持・誘導を目指します

◆交通

**高齢者でも利用しやすく
自由度の高い交通
ネットワークの確保**

交通ネットワークの充実により、高齢者の移動手段確保や利便性向上を目指します

観光地としての強みを活かしたまちの活性化

観光客の回遊性を高め、まちの魅力向上を目指します

2. 誘導施策

まちづくり方針① 若い世代が住みたくなる居住環境の形成

居住誘導区域内への居住や住宅の立地促進に向けて、以下のような施策に取り組みます。

誘導施策	施策内容	
移住者の受け皿整備	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の生活の安定や地域経済の発展を目指すとともに、多様化する働き方（リモートワーク、ワーケーション等）への対応を図ることで、企業誘致や新規起業による町内就業確保に努めます。 ●空き家所有者と移住希望者のマッチングを促進するために、空き家所有者の意向や移住希望者等のニーズ調査を行い、空き家の利活用促進を図ります。 ●「居住誘導特認区域」について、自然環境の保全に十分配慮しつつ、インフラの整備・宅地整備を含めた居住環境の形成を推進していきます。 	
	関連計画	高千穂町過疎地域持続的発展計画 高千穂町空家等対策計画
子育て世代をターゲットとした施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子供の遊び場や高齢者等のやすらぎの場として、図書館や文化施設等を備えた複合施設の整備を検討し、子育て環境の充実や多世代交流の場の形成を図ります。 ●町内外の人が集い、交流し、活気を生み出すために、まちなかに文化・遊び・憩いの拠点となる空間の創出を検討します。 	
	関連計画	高千穂町過疎地域持続的発展計画 高千穂町まちづくり基本計画書 （都市再生整備計画 等）

まちづくり方針② 誰もが利用しやすい生活利便施設の集約・充実

都市機能誘導区域内への誘導施設の立地促進に向けて、以下のような施策に取り組みます。

誘導施策	施策内容
効率的な公共施設の再編	<ul style="list-style-type: none"> ●本町が保有する公共施設について、更新や長寿命化に係る改修を要する施設が多くあるため、「高千穂町公共施設等総合管理計画」に基づく適正管理と有効活用により、将来を見越した計画的な財政運営を図ります。
歩きたくなる空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●狭山寺迫線を中心に、車道および歩道舗装の高質化を行い、神々の里としての演出や、住む人・訪れる人の交流と憩い、まちなかへの回遊性が生まれるように、誰もが歩きたくなる空間づくりを推進していきます。 ●地域住民や観光客にとって魅力的で、親しみのある公園や緑地を、身近な生活の場に計画的に整備し、歩きたくなる空間づくりを推進していきます。 ●沿道の景観性向上や火災時の延焼防止、一息つける休憩施設として、ポケットパークの整備を推進していきます。その際には、空き家などの既存ストックや低未利用地の有効活用を検討します。
まちなかの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●商店の活性化、空き家等の既存ストックの利活用を図るために、チャレンジショップ開店支援および既存店舗改修支援を継続的に実施していきます。
医療・福祉機能の集約	<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能誘導区域内（医療福祉エリア）に医療・福祉機能を集約し、利便性の向上、機能の充実および施設間の連携強化を図ります。 ●機能の集約と併せて、災害時における要配慮者の円滑な避難所利用を確保するために、福祉避難所の指定を促進します。

まちづくり方針③ 高齢者でも利用しやすく、自由度の高い交通ネットワークの確保

広域的な観点から、町全域を対象と捉え、誘導区域内外を結ぶ交通ネットワークの充実を図るために、以下のような施策に取り組みます。

誘導施策	施策内容
新たな交通体系の導入可能性検討（中心部と郊外の相互移動の円滑化）	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバスの運行方法や地域交通全般の課題などを踏まえ、地域の実情に合った公共交通のあり方について、継続的に検討していきます。 ●持続的なサービスの提供に向けた基本的な方針を示した「地域公共交通計画」の策定を検討します。
観光客の回遊性向上による中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な観光拠点同士を結び付ける交通ネットワークの整備や移動手段の確保に向け、安全・快適な走行空間の確保や、シャトルバス等の運行によるパークアンドライドを推進します。 ●鉄道跡地を活用した公園整備によって新たな観光需要を生み出すことで、地域との連携や住民との交流の創出による地域の活性化を図ります。
都市計画道路の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●事業中の区間については、引き続き整備を進め、未着手区間については、都市計画決定時から30年が経過していることを踏まえ、社会情勢の変化や客観的な評価に基づく総合的な観点から、計画の見直しを行います。

その他の誘導施策

前述した居住誘導区域および都市機能誘導区域内において町が実施する施策と併せ、以下のような国からの支援措置があるため、整備等の目的に応じて各種制度の活用を図り、都市機能の向上や居住の誘導を促進します。

■ 国からの支援措置例

事業名・事業概要	対象区域・対象事業
●都市構造再編集中支援事業	都市機能誘導区域内および居住誘導区域内
市町村が作成する、都市の再生に必要な医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等の取り組みや、都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設の整備（民間事業者含む）を支援する。	
●都市再生整備計画事業	都市機能誘導区域内および居住誘導区域内
地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援する。	
●まちなかウォークアブル推進事業	まちなかウォークアブル区域
都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換する、まちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する。	
●景観改善推進事業	景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置
地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、魅力あるまちづくりを推進するために、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置や、景観計画の策定に対して総合的な支援を行う。	
●地域住宅団地再生事業	地域住宅団地再生区域
市町村が区域を定め、多様な主体と連携した住宅団地再生に向けた事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続きをワンストップ化し、スピーディーな住宅団地再生を図る。	
●集約都市形成支援事業	居住誘導区域外から都市機能誘導区域内への移転
誘導区域外から誘導区域内への施設移転を促進するため、当該施設の除却処分および除却された後の土地の緑地等整備を行うとともに、移転跡地における都市的土地利用への転換（商業地や住宅地等）を防ぐ事業に対して、補助を行う。	
●都市・地域交通戦略推進事業	都市機能誘導区域内および居住誘導区域内
徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを、明確な政策目的のもと、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。	
●公共施設等の適正管理に関する地方債措置	個別施設計画等に位置付けられた事業
立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業を補完し、または一体となって実施される地方単独事業に対し、充当率・元利償還金に対する交付税措置を行う。	